

徳島県告示第四百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 起業者の名称
鳴門市

二 事業の種類
道の駅なると（仮称）整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 徳島県鳴門市大津町備前島字蟹田の越及び字久保地内
- 2 使用の部分 徳島県鳴門市大津町備前島字蟹田の越地内

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鳴門市大津町備前島字蟹田の越及び字久保地内を起業地とする道の駅なると（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）である。

したがって、本件事業については法第三条第三十二号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関するものであると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である鳴門市は、令和元年度一般会計予算により、既に財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

鳴門市では、出生者数が死亡者数を下回り、また高齢者人口に比べて年少人口及び生産年齢人口の減少割合が大きいなど、少子高齢化の進行が深刻な課題となっており、地域活力の低下が見られる。

このような状況のなかで、地域資源を活用した定住人口の確保、交流人口の拡大等を目的とした鳴門市が定める各種計画では、拠点となる施設として、幹線道路である一般国道十一号沿いに産直市場等を備えた道の駅を整備することとした。

また、今後三十年以内に七十から八十パーセント程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震が発生した場合、鳴門市においても甚大な被害が予想されており、災害に負けないまちづくりの推進が急務となっている。

起業者は、このような状況に対処するため、地域振興、防災面など多様な機能を有した本件事業を整備することで、施策の推進を図るものとしている。

本件事業が完成すれば、平時は、観光の振興、地域交流の拠点としての活用が期待でき、また発災時は、観光客及び市民の避難活動及び支援活動の拠点としての活用が期待できるなど、公益に資するところは極めて大きなものがある。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施行において規制値を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。

- よって、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
- (二) 失われる利益

起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による国内希少野生動植物並びに環境省レッドリスト及び徳島県レッドデータブックにおいて、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）により、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

- よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
- (三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性等を条件として選定した三つの候補地について比較検討が行われており、工事が容易であること、既存施設との相乗効果が見込まれること等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、(一)で述べた「得られる公共の利益」と(二)で述べた「失われる利益」を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 本件事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、鳴門市は、少子高齢化の進行による地域活力の低下が懸念されていることから、地域活力の増進が求められており、また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時における地域防災力の向上も求められていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

- (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積である。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認

められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鳴門市役所特定事業推進課